

■ 4条1項11号

不服 2022-014879

＜本願商標＞



プリマ助産院

第44類「助産，母乳及び授乳に関する相談・指導・助言及び情報の提供，妊産褥婦・新生児・乳幼児及びその母親を対象とした医療・栄養・健康管理に関する相談・指導・助言及び情報の提供，健康診断，医療看護，医療補助，介護，訪問による介護，あん摩・マッサージ及び指圧，カイロプラクティック，きゅう，柔道整復，整体，はり治療，代替医療による治療，セラピー，妊産褥婦・新生児・乳幼児及びその母親を対象とした医療用機械器具の貸与」  
※補正後の指定役務

＜結論＞

本件審判の請求は、成り立たない。

＜原査定理由＞

引用商標2：「プリマ」（標準文字）

第44類「入浴施設の提供，庭園又は花壇の手入れ，庭園樹の植樹，肥料の散布，雑草の防除，あん摩・マッサージ及び指圧，カイロプラクティック，きゅう，柔道整復，はり，健康管理に関する指導及び情報の提供，医業，医療情報の提供，健康診断，歯科医業，調剤，栄養の指導，動物の飼育，動物の治療，植木の貸与，農業用機械器具の貸与，医療用機械器具の貸与，漁業用機械器具の貸与，美容院又は理髪店用の機械器具の貸与，芝刈機の貸与」及び第4類、第11類、第14類、第21類、第24類、第25類、第26類、第28類、第30類、第31類、第32類、第33類、第41類、第42類、第45類に属する商品及び役務

※引用商標1は、本願商標に係る指定役務の補正により、抵触関係が解消。

## <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

### 1 商標法第4条第1項第11号該当性について

#### (1) 本願商標について

本願商標は、・・・、上段に濃いピンク色で顕著に大きく「PRIMA」（頭文字の「P」が他の文字の2倍ほど大きく表されている。）の文字を配し、そのうち「RIMA」の文字の上部に、薄いピンク色で小さく「MATERNITY」及び「HOSPITAL」の文字を上下二段書きしてなり、これら文字部分の右側に、濃いピンク色及び薄いピンク色にて2重で表されたハート内にベビーカーと思わしき図形を配してなり、それら文字部分及び図形部分の下段に濃いピンク色で「プリマ助産院」の文字を横書きしてなるものである。

そして、本願商標を構成する文字部分と図形部分とは、いずれも重なることなく間隔を空けて配置され、視覚的に分離して観察されることに加え、観念的な関連性も見いだすことはできないから、これらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとはいえず、文字部分と図形部分とは、それぞれ自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものとみるのが相当である。

また、上段に薄いピンク色で小さく上下二段書きされた「MATERNITY HOSPITAL」の文字部分は、「産院」（「ジーニアス英和辞典第5版」株式会社大修館書店）を意味する語であるから、本願指定役務中「助産、母乳及び授乳に関する相談・指導・助言及び情報の提供、妊産褥婦・新生児・乳幼児及びその母親を対象とした医療・栄養・健康管理に関する相談・指導・助言及び情報の提供、健康診断、医療看護、医療補助、あん摩・マッサージ及び指圧、カイロプラクティック、きゅう、柔道整復、整体、はり治療、代替医療による治療、セラピー、妊産褥婦・新生児・乳幼児及びその母親を対象とした医療用機械器具の貸与」との関係においては、役務の提供場所、役務の質等を表したものと理解、認識されるとみるのが相当であって、それ自体、自他役務の識別標識としての機能を有しないか又は極めて弱いものといえる。

そうすると、本願商標は、その指定役務との関係において、その構成中、上段に濃いピンク色で顕著に大きく表され、出所識別標識としての機能を果たす「PRIMA」の文字部分が強く印象付けられるものである。

してみれば、本願商標は、独立して役務の出所識別標識としての機能を果たし得る「PRIMA」の文字部分を分離、抽出し、他人の商標と比較することが許されるものである。

また、下段に濃いピンク色で横書きされた「プリマ助産院」のうち、「助産院」の文字部分は、「助産師が運営する、出産のための施設。」（「大辞泉第二版」株式会社小学館）を意味する語であり、本願指定役務中「助産、母乳及び授乳に関する相談・指導・助言及び情報の提供、妊産褥婦・新生児・乳幼児及びその母親を対象とした医療・栄養・健康管理に関する相談・指導・助言及び情報の提供、健康診断、医療看護、医療補助、あん摩・マッサージ及び指圧、カイロプラクティック、きゅう、柔道整復、整体、はり治療、代替医療による治療、セラピー、妊産褥婦・新生児・乳幼児及びその母親を対象とした医療用機械器具の貸与」との関係においては、役務の提供場所、役務の質等を表したものと理解、認識されるとみるのが相当であって、それ自体、自他役務の識別標識としての機能を有しないか又は極めて弱いものといえる。

そうすると、本願商標は、その指定役務との関係において、その構成中、下段に濃いピンク色で明瞭に表され、出所識別標識としての機能を果たす「プリマ」の文字部分が強く印象付けられるものである。

してみれば、本願商標は、独立して役務の出所識別標識としての機能を果たし得る「PRIMA」及び「プリマ」の文字部分を分離、抽出し、他人の商標と比較することが許されるものである。

したがって、本願商標は、その構成中の「PRIMA」及び「プリマ」の文字部分に相応して、「プリマ」の称呼を生じ、「プリマドンナ・プリマバレリーナの略」（「広辞苑第七版」株式会社岩波書店）ほどの観念が生じるものである。

## (2) 引用商標 2 について

引用商標 2 は、「プリマ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して、「プリマ」の称呼を生じ、上記 (1) と同様に、「プリマドンナ・プリマバレリーナの略」ほどの観念が生じるものである。

## (3) 本願商標と引用商標 2 との類否について

本願商標と引用商標 2 とは、それぞれ上記 (1) 並びに上記 (2) のとおりの構成からなるところ、本願商標の構成中の「プリマ」の文字部分と引用商標 2 の「プリマ」の文字は、色彩や書体等が異なるものの、同じ片仮名で表され、それぞれの構成中の片仮

名3文字全てが、同じ綴りの文字からなるものであり、両者は外観上、類似するというのが相当である。

また、本願商標の構成中「PRIMA」の文字部分と、引用商標2の「プリマ」の文字とを比較すると、外観においては、文字種が異なるものの、商標の構成文字を同一の称呼を生じる範囲内で文字種を相互に変換して表記したり、デザイン化したりすることが一般に行われている取引の実情があることに鑑みれば、両商標の外観上の相違は、格別異なった印象を与えるものとはいえないものである。

そして、両者は「プリマ」の称呼及び「プリマドンナ・プリマバレリーナの略」の観念を共通にするものである。

してみれば、本願商標と引用商標2とは、外観において近似した印象を与えるか、又は相違するものの、その相違は格別異なった印象を与えず、称呼及び観念を共通にするものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合勘案すれば、両者は、相紛れるおそれのある類似の商標というのが相当である。

(4) 本願商標の指定役務と引用商標2の指定役務との類否について  
(中略)

(5) 小括

以上より、本願商標は、引用商標2と類似する商標であり、かつ、その指定役務も引用商標2の指定役務と類似の役務であるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

2 請求人の主張について

(1) 請求人は、本願商標の構成中「プリマ助産院」の文字部分について、「第一の」等の意味を有する「プリマ」の文字もまた、指定役務との関係において格別に自他商品識別力が高いとはいえず、本願商標の指定役務と同一又は類似する役務について頻繁に使われている事実があり、「プリマ」の文字は、本願指定役務と同一又は類似する役務との関係において、自他商品等識別力が極めて弱い文字であり、「プリマ」の語と「助産院」の語の文字は、自他商品識別力の軽重においても格別の差異はないため、「助産院」を、捨象すべき合理的な理由はない旨主張する。

しかしながら、上記1（1）のとおり、「プリマ」の文字部分からは、「プリマドンナ・プリマバレリーナの略」ほどの観念が生じるものであり、また、「プリマ」の文字を含む登録例があることをもって、「プリマ」の文字部分が、本願指定役務と同一又は類似する役務との関係において、自他役務識別力が極めて弱い文字であるということとはできないものである。

そして、本願商標の構成中「助産院」の文字部分は、「助産師が運営する、出産のための施設。」を表す語であり、当該文字部分は、本願指定役務中「助産、母乳及び授乳に関する相談・指導・助言及び情報の提供、妊産褥婦・新生児・乳幼児及びその母親を対象とした医療・栄養・健康管理に関する相談・指導・助言及び情報の提供、健康診断、医療看護、医療補助、代替医療による治療、セラピー、妊産褥婦・新生児・乳幼児及びその母親を対象とした医療用機械器具の貸与」との関係においては、役務の提供場所、役務の質等を表したものと理解、認識されるとみるのが相当であって、それ自体、自他役務の識別標識としての機能を有しないか又は極めて弱いというべきであるから、本願商標より「PRIMA」又は「プリマ」の文字部分が取引者、需要者に対し、役務の出所標識として強く支配的な印象を与えるものといえ、当該文字部分を要部として取り出し、これと引用商標とを比較して商標そのものの類否を判断することも許されるというべきである。

(2) 請求人は、他の登録例、審決例を挙げて、本願商標と引用商標とは非類似の商標である旨を主張する。

しかしながら、商標の類否の判断は、対比する商標について個別具体的に判断されるべきものであるところ、それらの登録例、審決例は、商標の具体的構成等において本願とは事案を異にするものであり、本願商標と引用商標2の類否については、上記1

(3) においてした判断のとおりであるから、それらの登録例をもってその判断が左右されることはない。

(3) したがって、請求人の上記主張は、いずれも採用することができない。

### 3 まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

### 弁理士コメント

本願商標「**MATERNITY\HOSPITAL\PRIMA\プリマ助産院**（図形付き）」の要部となる「**PRIMA**」及び「**プリマ**」と引用商標「**プリマ**」は、外観において近似した印象を与えるか、又は相違するものの、その相違は格別異なった印象を与えず、称呼及び観念を共通にするものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合勘案すれば、両者は、相紛れるおそれのある類似の商標というのが相当である、と判断されました。

まず、本願商標の構成中、「**MATERNITY HOSPITAL**」と「**助産院**」の文字部分には識別力が認められないとされた上で、「**PRIMA**」及び「**プリマ**」の文字部分が要部と判断されている点が、注目される点です。

たしかに、欧文字部分だけを見ると、「**PRIMA**」の方が「**MATERNITY HOSPITAL**」よりもかなり大きく表されていますし、ピンク系の着色の色合いもより濃くなっています。このような構成であれば、各語の識別力の有無にかかわらず、「**PRIMA**」が要部になり得ると言ってもよいようにも思われます。

一方で、「**プリマ助産院**」の方は、同書・同大・等間隔で構成上まとまりよく一体的に表されているにもかかわらず、「**プリマ**」が要部になると認定されています。

この点、以前にご紹介した、「**健美クリニック**」と「**健美**」（不服 2021-001210）、「**フレームクリニック**」と「**FLAME**」（不服 2021-013358）の類否が争われた審決等において、「**〇〇〇クリニック**」の「**クリニック**」の文字が、「**診療所**」を意味する語であるとしても、構成全体として固有の名称を表したものとして理解されると判断するのが自然である、すなわち、全体として一体不可分の商標であると認定されているのとは異なります。

「**助産院**」と「**クリニック**」では、需要者の認識や把握が変わるのかは疑問です。この点で、本審決の判断は、若干厳しめではないかという印象があります。

もともと、本事件の場合は、上述したように、本願商標の構成上、欧文字の「**PRIMA**」の文字部分が要部になり得ると言っても問題はないと考えますので、両商標の類否判断の結論としては妥当かと、個人的には考えます。

ちなみに、引用商標 2 の保有者は、「**プリマハム株式会社**」です。この会社の業務内容や、引用商標 2 の登録日などを踏まえると、拒絶理由の解消方法は他にも選択肢があったようにも思いますが、何か事情があつて難しかったのでしょうか。

（弁理士 永露 祥生）

< 2023年7月3日 >